



# 伊賀 市議会だより

No. 11  
平成19年11月1日



頑張っている笑顔が大好き

大山田西保育園の運動会



ひとが輝く 地域が輝く  
～住みよさが実感できる自立と共生のまち～

## 目次

- 18年度決算の認定・・・P 2
- 一般質問・・・P 3～P 7
- 常任委員会付託案件・・・P 8
- 9月定例会の審議結果・・・P 9
- 議員政治倫理審査会の公表・・・P10～P12

**【一般会計】**

● 18年度に入ってきたお金 **439億9,196万円**  
 ● 18年度に使ったお金 **431億9,448万円**

**各会計の収支決算額**

※翌年度へ繰越すべき財源を含む

会計名	歳入	歳出	歳入歳出差引	
一般会計	439億9196万円	431億9448万円	7億9748万円	
特別会計	国民健康保険事業	90億2943万円	87億9034万円	2億3909万円
	簡易水道事業	21億6223万円	20億8586万円	7637万円
	住宅新築資金等貸付	1億689万円	1億9390万円	△8701万円
	駐車場事業	5978万円	5762万円	216万円
	老人保健	92億2536万円	92億7939万円	△5403万円
	介護保険事業	64億7076万円	62億9778万円	1億7298万円
	農業集落排水事業	10億5439万円	10億2563万円	2876万円
	公共下水道事業	6億9103万円	6億7966万円	1137万円
	浄化槽事業	5154万円	4989万円	165万円
	サービスエリア	1775万円	848万円	927万円
	島ヶ原財産区	3468万円	3354万円	114万円
大山田財産区	813万円	701万円	112万円	

**平成18年度の決算を  
認定しました！**

9月定例会で18年度の決算議案が提出され決算審査特別委員会にて審査した後、本会議で認定しました。



決算特別委員会では多くの質問がありました。一部を抜粋します。

**歳出**

**議会費**

・旅費及び政務調査費の旅行命令、報告はどのようにしているか。など

**総務費**

・各支所の燃料費・光熱水費の使用量にばらつきがある。  
 ・「関西本線」複線電化及び「リニア中央エクスプレス」建設の進捗状況は。  
 ・退職手当について、勸奨退職はいつまで続けるのか。  
 ・住民自治協議会への財政支援を行っているが、各地域の成果は。など

**民生費**

・三重県後期高齢者医療広域連

合負担金の負担基準は、また現状は。  
 ・生活保護の18年度の特徴は、また廃止等に対する具体的な対応は。  
 ・同和行政費のなかで市単独事業はどれくらいあるのか、社会福祉費の心配事相談業務委託料の算定根拠は。など

**衛生費**

・ゴミ袋の有料化にかかわって青山地区について。  
 ・整備された伊賀市検診センター（PET）の利用状況は。  
 ・環境対策費にかかわって、不法投棄防止の巡回などの委託状況。など

**農林業費**

・農業総務費の土地建物借上料の内容は。  
 ・農業振興費の集落的農業対策モデル事業委託料、地域農業後継者対策補助金の内容は。  
 ・広域農道の全体完成はいつか。  
 ・鳥獣害防止事業について、補助要件の見直しをされたい。など

**商工費**

・合併前の旧市町村ごとにある観光協会の統合はどのようになっているのか。  
 ・「伊賀クリエイティブランド」の企業立地の状況は。など

**土木費**

・青山地内に建設中の清掃工場へのアクセス道路はいつ頃完成するのか。  
 ・「名神名阪連絡道路」の進捗状況は。  
 ・さくらのまち推進事業委託料について。  
 ・市道の修繕がなかなか進まな

**教育費**

い。など  
 ・各種奨学金の支出内容は。  
 ・児童生徒登下校安全サポート事業について。  
 ・中学校の給食にかかわって配送中に問題がないか。  
 ・図書館について、図書盗難・紛失の実態とその対策は。  
 ・各クラブからの要望額が足りているのか。など

**歳入**

・市有土地建物貸付の状況は。  
 ・地方交付税の今後の見通しは。  
 ・入湯税を納付している施設はどこか。総務費雑入の平成17年度海外行政視察随行者補助金の納入経過は。など

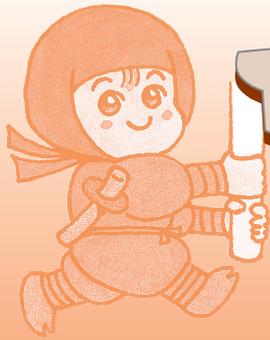
**年賀状の  
自粛について**



議員としての年賀状は公職選挙法で禁止されております。皆様のご理解をお願いいたします。

伊賀市議会

# 一般質問



去る9月に開催されました第7回伊賀市議会（定例会）では、一般質問が9月11日から4日間行われ、23名の議員により市の諸問題についての質問を行いました。

## 質問を行った議員

勝矢 節義、葛原 香積、大西 保定、森本 魁、森岡 昭二、本城 善昭、森永 勝二、前川 款昭、  
英 成樹、田山 宏弥、宮崎 由隆、安本美栄子、今井 由輝、恒岡 弘二、桃井 隆子、小丸 勅司、  
本村幸四郎、森 正敏、山岡 耕道、森野 廣榮、奥 邦雄、中本 徳子、前田 孝也

## 指定管理者制度について

（勝矢 節義議員）

**Q** あらたに指定しようとしている養護老人ホーム・知的障害者施設は、経費削減につながるのですか。指定に対する考え方、目的はアウトソーシングだとすれば、管理経費で縮減できたとしても、そこに働く職員の処遇、扱いによって経費が増大します。双方よいとはいえないがどうですか。

## 働く職員の意識は最大限尊重します

**A** 直営でやるより安くなっているのは事実です。二施設は合併前から組合立で運営してきた経緯があり、早い時期に法人化します。指管理の先が決まれば、一人ひとりの意思を尊重しこれに応えたいと思います。

※アウトソーシング：仕事の一部を外部に委託するなど、経費縮減の方策



## 同和教育の必要性を問う

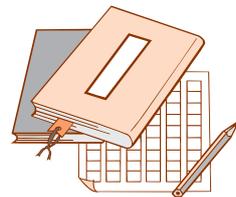
（大西 保定議員）

**Q** 同和教育は教科書無償問題の実現や奨学金制度の確立など、半世紀にわたる取り組みの中ですべての子ども達に教育の機会均等を保

障する道筋を示しました。今後も人権同和教育が必要と思うが、市の考えは。

## 地域の実情に即した人権同和教育を積極的に推進していきます

**A** 伊賀市では部落差別の解消なくして、日本の人権の確立はないという基本認識に立ち、子ども達一人ひとりに、



確かな学力を保障し、人権意識の高揚を図り、未来を保障するキャリア教育に取り組み、市民一人ひとりが日々の生活の中で、人権を尊重し、実践をしていくよう、地域の実情に即した人権同和教育を積極的に推進していきます。

## 住民自治協議会に対する

## 地域活動支援補助金について

（森本 魁議員）

**Q** 本年度新設した住民自治協議会に対する「地域活動支援補助金」の採択実績と傾向はどうか。補助金要綱によると単年度事業に限るとなっているが、継続して初めて効果の上がる事業が沢山あると思うが、この点どう運用するのか。

## 毎年新しい工夫が加えられ、効果的と思われるものは継続申請可能

**A** 自治協議会からの申請件数23件、内採択したもの19件、採択したものの傾向は防災防犯8件、高齢化

対策4件、地域活性化3件、農業振興2件、その他2件です。継続事業についても毎年新しい工夫が加えられ、効果が增大すると思われるものには2年目以降も継続申請ができます。ただし自治協議会以外の団体は3年を限度としています。

## 中山間地域振興対策の充実に

（森岡 昭二議員）

**Q** 対象地区外に対する手立てを合併以前には、各町村単独費で対応してきた1haに満たない団地における中山間地域直接支払い制度の対象にならない地域に対する振興策について伺います。

## 団地間で連携を

**A** 今年度は、市内64集落、595haを対象に協定を結んでいます。ご指摘の1ha未満の団地につきましては、隣接する複数の団地間で連携いただき協定を結び、1haを何とかクリア頂ければ交付金の対象として認定されると思います。今後、各集落

で充分お話しれますと共に、支所の担当課の方でも相談に応じますので、お取組み頂けたらと思います。



## 障害者福祉について

(本城 善昭議員)

**Q** 知的障がい者の支援、づくりについては、昨年6月議会で一定の成果ある回答を頂き、そして現在、障がい者福祉計画で審議中であり、所信表明でも「とぎれない支援づくり」を検討中と述べられています。その実質的な内容としては、湖南市で創設され、優れた制度として評価されている「支援の必要な人に対し乳幼児期から学齢期・就労期まで、教育、福祉、保健、就労、医療の関係機関の横の連携と、個別指導・個別移行計画による縦の連携による支援制度」かどうか、お伺いします。

## とぎれない支援を考えています

**A** 現在、「伊賀市障がい児発達支援システム構築委員会」を設置し検討を行っています。一定の方向が出てきましたら、報告をいたします。とともに、平成20年度より「とぎれない支援」を図っていただきたいと考えています。

## 多重債務者への対応は

(森永 勝二議員)

**Q** 貸金業法が改正されました。230万人を超える多重債務者ほどに相談窓口があるのかわからず、一人で悩んでいます。弁護士、司法書士の窓口だけでは不十分である。最も身近な相談は行政である

が、今後どうされますか。

## 相談窓口を準備

**A** 専門の職員の配置はなく、相談に見えた場合は、弁護士や司法書士の紹介をすることにとどまっています。職員の研修は、県が主催の研修会に参加しているのが現状です。また、金融庁発行の多重債務相談マニュアルがございますので、これをテキストに研修を計画している所です。広報で、多重債務者に対する呼びかけや債務整理の方法等も含めて掲載してまいります。

## (仮称)南地区中学校は

(前川 款昭議員)

**Q** (仮称)南地区中学校の進捗状況と候補地区の要望条件について、現在どのようなになっているのか。候補地が決まりましたが、

## 地元の皆様にご協力をいただきたい

**A** 校区の進捗状況は、今年3月の段階で学校候補地の場所が決着しました。地元や土地所有者の皆様のご同意、ご理解、ご協力を頂く事と、進入道路と学校用地の測量設計・通学路の整備を進めることについては本年度に行う事にしていきます。校舎の構想と



しては、二階建てでエリアを確保したいと思えます。また、圧迫感、光、騒音の影響を少なくする工夫や、段差をうまく利用した里山景観とマッチした学校配置等、専門家の意見を頂き、プランを2つ、3つ作成し、地元にご協力頂きたいと考えています。

## 市民のみなさんに、行財政改革などの説明をどうするの

(英 成樹議員)

**Q** 合併を正しく理解していただくためにも、市民のみなさんへの説明を継続していかねばならないと思っております。市民のみなさんには、行財政改革の必要性とともに構造改革の予算についての理解を得なくてはならない中で、現在、どのような説明をしているのか尋ねます。

## ご要望があれば

## 説明をさせていただきます

**A** 合併した当初に比べ地方交付税が減り、地方交付税が潤沢にあった時代と同じような財政規模を維持することは出来なくなってきたのが現実です。これから先も厳しいと予想されますが、市民のみなさんは財政よりも市民生活に必要な予算がどれくらい付いているかといったところが気になるようです。地域のみなさんから財政などについて、説明のご要望があ

ればさせていただきますと思います。



## 統合予定の市立幼稚園

## 建設地選定理由は

(田山 宏弥議員)

**Q** 市立幼稚園の統合園舎の予定地を、桃青中学校跡地に選定した理由を尋ねます。

## いくつかのメリットが考えられます

**A** 一、用地購入費にかかる負担がない。一、十分な用地面積があり、幼児教育の場として望ましい平屋建ての建設が可能である。一、旧市街地内にあり、市街地周辺部や旧郡部からの通園利便性が高い。などがあげられます。今後、建設委員会を設置し、細部についての話し合いを行ってまいります。



総合園舎を予定している桃青中学校



伊賀市（青山地域をのぞく）で使用している家庭ごみ袋

## 行政について

(宮崎 由隆議員)

**Q** 青山地域のごみ処理については伊賀南部環境衛生組合で行っているが、名張市では家庭ごみの有料化（例えば45リットル68円）を導入すると聞いています。伊賀市として青山地域の家庭ごみの有料化及び実施時期をどのように考えていますか。

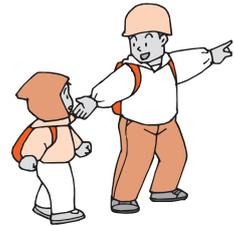
**A** 伊賀南部環境衛生組合で取り組むことであるが、伊賀市として大きな問題です。金額と実施時期につきましては、伊賀南部環境衛生組合の新清掃工場が稼動するまでは考えていません。

**Q** 伊賀市と伊賀南部環境衛生組合と条例の制定に違いがあります。伊賀市の場合、一般廃棄物の収集、運搬に関する手数料と一般廃棄物処理手数料はそれぞれ別の条例で定められていますか。ごみ、し尿の収集の一体化がでないか、出来ることから行政の一体化を進めたい。

## 災害弱者を守るためには

(安本 美栄子議員)

**Q** 災害対応に  
関する調査は、  
地方自治体において災害弱者の情報の把握や避難行動支援、災害弱者への情報伝達訓練等の対策が遅れていることが明らかになりました。そこで、災害弱者を守るため、今後の取り組みとして、①災害時要援護者登録制度を導入し、GIC（地図情報システム）を活用した要援護マップの作成 ②災害弱者防災ハンズブックを作成し、防災意識の高揚を図る事を提案しますがいかがですか。



**A** 災害対策は喫緊の課題でありますので、避難支援プランを作り対応する事が望ましいです。また、防災関連部局と福祉部局の連携が不十分なため、災害時要援護者への情報伝達体制も整備されていない状態なので、支援システムの構築をしていく必要があります。  
※災害弱者：「災害時要援護」

### 支援システムの構築

## 子育て支援について

(今井 由輝議員)

**Q** 伊賀市の次世代育成支援対策が

あります。この目的は、全国的な傾向である出生率の低下等から、若い方々が安心して子育てができる環境整備が急務である事から出ました。母と子がいつでも自由に出入りできる場所が上野にはないと聞きます。名張市の子供支援センター「かがやき」のように、いつでも親子が自由に遊べる施設を考えてはどうか。

### 駅前再開発の中で広場を作りたい

**A** 自由に親子が集える場所として、旧町村にはある程度できているが、公立では上野にはありません。また、適当な場所もなく困っています。今度、駅前再開発ができることになれば、この中に広場を作りたいと考えています。本年度内に一定の方向性を考えて行きたいと思っております。



計画予定の駅前再開発 (市駅前)

## 伊賀市の財政見直しは

(恒岡 弘二議員)

**Q** 市民は、地区補助金の削減や公共料金の値上げ等々により今後不安をつのらせ、行政サービスの

低下に財政は大丈夫か？と合併に對して落胆な質問が多い。今、大事な事は、『厳しい、厳しい』だけでは納得のいく説明責任が果せません。先頭に立つ市長と行政職員の一人ひとりが一致した認識で、市民説明に当たる事が重要です。10カ年戦略の『目途はこうだ』と市長の力強い財政見直しをお聞きします。

### 入りと出のバランスを第一に、夢もてる伊賀市を構築

**A** 三位一体改革で多くの補助金がかットされます。小泉、安部政権の急激な改革で結果的に地方いじめを強いてきました。市民の苦情も当たり前の事で、ご要望どおり補助金を出したいが私たち行政もつらいのです。しかし、もし『合併していなくなったら』交付金は年20億円ずつ減らされていくのですから乗り切れません。今後も財政破綻を来たさないよう、国家財政の動きに配慮し、『入り』と『出』のバランスを第一に、ここは市民の皆様を力頂き、将来に夢もてる伊賀市を構築してまいります。

## 障がい者雇用の促進における伊賀市としての役割とは何か

(桃井 隆子議員)

**Q** 「障がい者雇用」を取り巻く社会的な背景は大きく変化していますが、「障がい者雇用」に関しての「企業の戸惑い」や「障がい者

を支える環境の未整備」など課題が山積しております。就労支援期間の連携をどのように図られ促進されますか。

**就労支援機関のネットワークを構築し、議論の場所を作ります**

**A** 8月に知的障がい者親の会の代表の方、ハローワーク、行政で就労支援に関する懇談会を開催しました。今後、企業も含めて理解を得ていくネットワーク作りを進めていきたいと考えています。

**安全安心な郷土作り(伊賀市地域防災計画・震災対策編)について**

(小丸 勅司議員)

**Q** 三重県地震被害想定調査によると、伊賀市に甚大な被害を及ぼすとされる直下型地震として木津川、名張、頓宮、布引東縁各断層帯があり、いずれの断層帯が動いてもマグニチュード7、震度6強が予想され、全壊・焼失棟数が約1500棟に上るとされています。「常に備えよ！」が喫緊の課題です。そこで、伊賀市災害対策本部の機能説明を受けたところ、小さな部屋にテレビが1台。システムの地震での災害対策本部を伊賀市消防本部に置いてはどうですか。また、同時多発火災の場合、何箇所かの消化能力があるのか。伊賀市防災条例の制定や地域防災リーダー

の養成を急いでいただきたい。

**伊賀市防災条例を検討し、地域防災リーダーも勉強していく**

**A** 伊賀市災害対策本部機能の充実やシステム強化に力を入れながら、震災での災害対策本部を伊賀市消防本部に設置するよう検討を進めてまいります。また、伊賀市消防体制としては、消防車14台がフル稼働できますが2台でペア行動をするため、同時多発火災対応最大能力は7箇所です。自助、共助、公助のもと、日頃からの自主防災活動の充実に力を注いでいただきたい。防災計画を具現化する伊賀市防災条例を検討するとともに、地域防災リーダーも勉強してまいります。



—地震体験—  
地区で行われている自主防災活動

**世界の芭蕉が、伊賀の芭蕉が、市長の思いは**

(本村 幸四郎議員)

**Q** 世界の三大詩人は、シエークスピア、ゲーテ、芭蕉といわれるが、市長は我が郷土の芭蕉翁を世界の芭蕉翁と思いますか。考えによっては今後の伊賀市の方向は変わりますが、芭蕉記念館の建設時期、場所、事業費についての考えは。

**ゲーテ、シエークスピアに**

**負けないと思う**

**A** 芭蕉翁はドイツのゲーテ、イギリスのシエークスピアに負けないと思います。世界の評価はどうでしょうか。芭蕉記念館の場所は候補地として桃青中学の跡地、着工の時期は20年から22年ぐらいで、事業費は20億円ぐらいと私は考えます。2014年の三重県の事業に合わせて検討をしたいと思えます。

**伊賀地域の救急体制は**

(森 正敏議員)

**Q** 奈良県でおきた医療機関の妊婦受け入れ拒否は大きなショックを与えました。千葉、大阪など各地で同様の事が明るみに出ています。伊賀地域の救急体制はどのようになっているのか市民病院長に尋ねます。

**伊賀全体で考えるべき**

**A** 応急診療所ができ2次救急は少

し減ってきましたが、医師不足が続く、伊賀地域の救急は危機的になるリスクをはらんでいます。伊賀の3病院による輪番制も名張市立病院の医師不足で実現できていません。伊賀の救急体制は両市が単独で考えず、伊賀全体でどうするか考えるべきです。24時間、365日休まずに伊賀の救急を守るため、行政、病院、議会が緊急に解決策を考える必要があります。



365日休まず稼働する救急車

**住民自治協議会の権能と財政支援の拡充を**

(山岡 耕道議員)

**Q** 自治基本条例に対する市長の見と25条で協議会を市長の諮問機関および、市の重要事項に関する同意・決定機関と定めている諮問・同意等の内容は。また、地域活動支援補助金を特色ある地域づくり醸成のため、自主性を尊重して、使途基準を設け無審査としてはどうですか。

**地域づくりは地域の皆様方で**

**A** すべては市民憲章を目指しての制定です。総合計画の地区別計画を策定するため、自治協議会に諮問し、町づくり計画の答申をいただきました。地域財政支援につきましても、地域の皆様方の自主的な町づくりを推進するため、審査のうえ団体に支援いたします。

**レジ袋有料化の**

**取り組みについて**  
(森野 廣榮議員)



使い捨てのレジ袋

**Q** 今年4月に容器包装リサイクル法が改正し、事業者にレジ袋削減を義務づけ、業者、行政、市民が協力し、県内では伊勢市を初め全国でレジ袋の有料化が進んでおります。国民1人あたり年間300枚の使い捨てのレジ袋有料化については、市民の行動変革と自治体の協力は不可欠であります。市としての取り組みはどのように考えていますか。

**伊賀全体で取り組んでいきたい**

**A** 伊賀市として今後担当部で伊勢市を勉強し、事業者、関係団体、市民の皆様にも啓発していきたいと考えています。伊賀盆地の中で伊賀全体で取り組まなければ効果がないと考えますので、名張市とも議論を始めていきたいと考えています。

**地域の担い手対策として**

**工場誘致の状況は**  
(奥 邦雄議員)

**Q** 人口減少社会の到来と共に、地域を担う若い人たちの多くが農村地域から流失しています。伊賀公共職業安定所管内の高校卒業者の70%が大学等に進学し、伊賀市内に就職した人が15%となっています。大学等の卒業者を含め地域の担い手対策として、大企業等の工場誘致をと考えます。現在、工



ゆめぼりす伊賀クリエイティブランド  
-ゆめが丘-

場誘致の状況を伺います。

**次の対策を考える時期**

**A** 現在、ゆめが丘に31社の企業が入り完売している状況です。次の対策として考える時期に来ています。また、地域を含め、農村地域を守るためにも企業立地は欠く事の出来ない事と考えます。

**川上ダム建設事業による**

**周辺整備事業は**  
(中本 徳子議員)

**Q** 淀川水系河川整備計画原案で川上ダムは「治水利水目的で実施する」と発表があり、やっと先が見えて来た事で、一日も早い整備計画とフルプランの策定と周辺整備事業、特に青山美杉線の改良工事新道路整備戦略計画の達成と市単の種生—小波田線の進捗はどのようになっていますか。

**伊賀全体で考えるべき**

**A** 川上ダムの一日も早い整備計画



完成予想図  
(川上ダム)

とフルプランの策定を強く要望してまいります。周辺整備事業につきましては、特に青山美杉線の改良工事の進捗は、11.98%と、計2150mの所240mが完成し、出合—小河内橋へと進めると共に、新道路整備戦略計画に入っているので強力で要望をしていきます。また、種生—小波田線も県の補助事業を踏まえ20年度より着手してまいります。

**368号線4車線整備事業**

(前田 孝也議員)

**Q** 伊賀市は合併による新しい枠組みの変化に伴い総合計画を策定しました。悠久の歴史を誇る伊賀市らしい住居環境に着手し、ニーズの変化に対応して道路整備に取り組み、368号線4車線拡幅工事については、道路沿線添いの代表者と交差点ごとに要望書を提出してきました。地域住民と、企業商店等の安全性と利便性を踏まえたい工事の進捗を伺います。

**地域の方々と共に**

**A** 368号沿線添いに企業、商店が建ち並び、中央分離帯等の考え方に難しい面もありますが、全体的には6億円の予算を見込んでおります。地域の方々と一緒になって事業主体の国、県と協議しながら円滑な事業の推進に努めて行きたいと思っております。

# ★ 常任委員会

各常任委員会では、第7回定例会において付託された議案7件、請願7件について審査を行いました。主なものは、次のとおりです。

## 総務

付託 議案四件  
請願二件

### 議案第百六号

#### 『附属機関の設置等に関する条例の制定について』

要綱等による附属機関が増加する傾向にあることから、設置に当たって所定の条件を満たし、行政執行上の必要性を慎重に判断した上で要綱等により設置できるように附属機関の設置に関し基本となる事項を定める条例を制定するものです。

なお、この条例は、平成20年1月1日から施行することです。

▽審査に当たり委員からは、附属機関の委員の報酬は決まっているのか、また委員の選考はどのような質問がありました。

▼当局からは委員報酬は決まっていない、委員の選考は公募を原則とするが、案件によっては専門家を委嘱することとした。

審査の結果、本案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

※附属機関 地方自治法第138条の4第3項に規定するもの。審査会・審議会・調査会など

## 建設水道

付託 議案一件  
請願一件

### 議案第百十二号

#### 『市道路線の認定について』

今回、新たに2路線、延長420.07メートルを旧路線に加え認定しようとするものであります。

これらの道路につきましては、国道バイパスに伴う旧道移管による道路が1路線、市の道路建設計画に伴う道路が1路線となっており、各路線共、市道として管理が必要となったため認定を行うおととするものであります。

審査に当たり、委員からは特にご質疑、ご意見もなく本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

※2路線 諏訪地区（岩出向山線）  
猿野地区（大森7号線）



議案にあがった岩出向山線（諏訪地内）

## 教育民生

付託 議案二件  
請願四件

### 議案第百九号

#### 『伊賀市知的障害者授産施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について』

障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的として、授産施設きらめき工房を平成13年1月に、授産施設きらめき工房青山分場を平成17年4月に設置し、市直営の管理運営を行っておりましたが、平成20年4月から指定管理者制度を導入しようとするため本条例の一部を改正し、同条例改正後、伊賀市の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の手続きに従い、指定管理者の候補者の選定を進めようとするものです。

改正の主な内容でございますが、授産施設きらめき工房及び授産施設きらめき工房青山分場の管理、指定管理者が行う業務、指定の期間等を規定しているほか所要の改正を行うものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものとし、うち、指定管理者制度に係る改正規定につきましては、平成20年4月1日から施行することです。

▽審査に当たり委員からは、指定管理者になった場合、きらめき工房職員の身分、待遇はどのようになるのかとの質問がありました。

▼きらめき工房に勤務、通所されている方は、今後、指定管理者制度に変わっていく経過において一定の理解をいただいく方向で協議を進めて来ているとの説明でした。

▽また第4条の法人その他の団体とはどのような団体なのかとの質問がありました。

▼一般公募を行ない、選考委員会から市長へ報告をし、議会の議決を得て決定するシステムであり、どの団体が分からないとの説明でした。

▽さらに、経費節減のために制度を移行しようとしているのか。この施設においての目的は何かとの質問がありました。

▼将来的な経費削減を考え、民間部門でサービスの向上を考えての移行であるとの説明がなされました。この施設のランニングコストについても質問があり、個人的に1割とされているが1年間に負担しているのはいくらかとの内容に対し、一人当たり約8万5千円の負担である旨の説明を受けました。

この施設は知的障がいをお持ちの方に働いてもらって貰った物を生産活動をしていかなければならず、行政として、こういった理由で指定管理へ移行すると言った明確な内容が見えない部分を感じられ、継続審査として議会でも議論をいたしたいとの意見が出ました。また、きらめき工房はまだスタートしたばかりの段階でもう少し待つて、継続審査とし議論をすべきとの発言が多数に至り、審査の結果、賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

9月定例会議案等の審議結果

9月定例会議案等の審議結果をお知らせします！  
 9月定例会での提出案件は、市長提出議案32件、議会提出議案8件、請願7件でした。  
 各常任委員会、特別委員会で審査した後本会議で下記のとおり議決しました。

■市長提出議案

議案番号	案 件	審査した委員会	議決結果
議案第83号	平成18年度三重県伊賀市一般会計歳入歳出決算の認定について 賛成しなかった議員 宮崎・森永 理由：同和事業は早急に終了すべきである（森永）	決算特別委員会	起立多数 認定
議案第84号	平成18年度三重県伊賀市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について 賛成しなかった議員 森永 理由：一般会計から充当してでも高い保険料は下げるべきだ（森永）	決算特別委員会	起立多数 認定
議案第85号	平成18年度三重県伊賀市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会	全会一致 認定
議案第86号	平成18年度三重県伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会	全会一致 認定
議案第87号	平成18年度三重県伊賀市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会	全会一致 認定
議案第88号	平成18年度三重県伊賀市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会	全会一致 認定
議案第89号	平成18年度三重県伊賀市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について 賛成しなかった議員 森永 理由：市独自の利用料の減免が必要（森永）	決算特別委員会	起立多数 認定
議案第90号	平成18年度三重県伊賀市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会	全会一致 認定
議案第91号	平成18年度三重県伊賀市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会	全会一致 認定
議案第92号	平成18年度三重県伊賀市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会	全会一致 認定
議案第93号	平成18年度三重県伊賀市サービスエリア特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会	全会一致 認定
議案第94号	平成18年度三重県伊賀市島ヶ原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会	全会一致 認定
議案第95号	平成18年度三重県伊賀市大山田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会	全会一致 認定
議案第96号	平成18年度三重県伊賀市病院事業会計決算の認定について	決算特別委員会	全会一致 認定
議案第97号	平成18年度三重県伊賀市伊賀下水道事業会計決算の認定について	決算特別委員会	全会一致 認定
議案第98号	平成18年度三重県伊賀市水道事業会計決算の認定について	決算特別委員会	全会一致 認定
議案第99号	平成19年度三重県伊賀市一般会計補正予算(第1号)	予算特別委員会	全会一致 可決
議案第100号	平成19年度三重県伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	予算特別委員会	全会一致 可決
議案第101号	平成19年度三重県伊賀市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	予算特別委員会	全会一致 可決
議案第102号	平成19年度三重県伊賀市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	予算特別委員会	全会一致 可決
議案第103号	平成19年度三重県伊賀市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号) 賛成しなかった議員 北出 理由：地権者や商売人の方に十二分な説明がされていない(北出)	予算特別委員会	起立多数 可決
議案第104号	平成19年度三重県伊賀市病院事業会計補正予算(第1号)	予算特別委員会	全会一致 可決
議案第105号	平成19年度三重県伊賀市水道事業会計補正予算(第1号)	予算特別委員会	全会一致 可決
議案第106号	附属機関の設置等に関する条例の制定について	総務常任委員会	全会一致 可決
議案第107号	伊賀市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について	総務常任委員会	全会一致 可決
議案第108号	伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部改正について 賛成しなかった議員 中岡、森永 理由：現状のままでの値上げには反対(森永)	総務常任委員会	起立多数 可決
議案第109号	伊賀市知的障害者授産施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	教育民生常任委員会	全会一致 可決
議案第110号	伊賀市養護老人ホーム偕楽荘設置及び管理に関する条例の一部改正について 賛成しなかった議員 森岡、森永 理由：公共施設の民営化に反対(森永)	教育民生常任委員会	起立多数 可決
議案第111号	字の区域の変更について	総務常任委員会	全会一致 可決
議案第112号	市道路線の認定について	建設水道常任委員会	起立多数 可決
議案第113号	工事請負契約の締結について		全会一致 可決
議案第114号	工事請負契約の締結について 賛成しなかった議員 北出、木津		起立多数 可決

■議会提出議案

発議第6号	中岡久徳議員に対する辞職勧告決議(案)について 賛成しなかった議員 今井博、大西、勝矢、恒岡、森岡、森永、小丸 理由：はっきりした証拠がない(大西、小丸) 議長からの辞職勧告後まだ日が浅い(森永)		
発議第7号	地方自治法第100条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する議決(案)について 賛成しなかった議員 今井博、大西、勝矢、恒岡、森岡、森永、小丸 理由：安易に設置をすることに反対(森岡、森永、小丸) 議会本来の機能を期するため(勝矢)		起立多数 可決
発議第8号	道路財源の確保と地方への配分強化を求める意見書(案)の提出について 賛成しなかった議員 森永 理由：社会保障財源にも使えるようにすべきだ(森永)		起立多数 可決
発議第9号	議員の派遣について【日中友好促進三重県市議会議員連盟第28次訪中使節団に議員2名派遣】 賛成しなかった議員 本城、北出、木津、桃井、宮崎、森岡、森永 理由：自費で行くべきである(北出)		起立多数 可決
発議第10号	義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元を求める意見書(案)の提出について		全会一致 可決
発議第11号	30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充を求める意見書(案)の提出について		全会一致 可決
発議第12号	『学校安全法』(仮称)の策定をはじめとする総合的な学校の安全対策を求める意見書(案)の提出について		全会一致 可決
発議第13号	庁舎建設問題特別委員会の設置について		全会一致 可決

■請願

請願第21号	広小路駅及び西大手駅の公衆トイレの設置に関することについて	総務常任委員会	全会一致 可決
請願第22号	義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元を求めることについて 賛成しなかった議員 坂井	教育民生常任委員会	起立多数 可決
請願第23号	30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充を求めることについて 賛成しなかった議員 坂井	教育民生常任委員会	起立多数 可決
請願第24号	『学校安全法』(仮称)の策定をはじめとする総合的な学校の安全対策を求めることについて 賛成しなかった議員 坂井	教育民生常任委員会	起立多数 可決
請願第25号	養鶏場による生活環境水準悪化に伴う行政指導の強化を求めることについて(継続審査) 賛成しなかった議員 本城、渡久山、中本、恒岡、土井、中岡、森永、安本、山岡、森野、本村 理由：内容は理解できるので、継続審議にしなくてもよいのではないか(安本)	教育民生常任委員会	起立多数 可決
請願第26号	広小路に公衆トイレの早期設置を求めることについて	総務常任委員会	全会一致 可決
請願第27号	伊賀市公共下水道「上野処理区」の早期着工を求めることについて 賛成しなかった議員 恒岡、森野 理由：地元との合意形成がなされていない(森野)	建設水道常任委員会	起立多数 可決

議会運営委員会によって選任された7名の委員による議員政治倫理審査会における審査結果2件を政治倫理条例施行規則第7条により、次のとおり公表します。

土井裕子議員に係る伊賀市議会議員政治倫理審査会報告

伊賀市議会議員政治倫理審査会における審査結果について、以下報告します。

審査会の委員は、議会運営委員会によって選任され、その後、委員の変更、追加が認められた7名の委員により審査を行いました。

当審査会は、平成18年4月26日及び27日の両日に秋田県大館市への行政視察参加議員に対して、『視察報告書の訂正報告について疑問と不信に思われる行為があった』として、伊賀市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条に違反するおそれがあるとのことで、審査を付されたところでもあります。

当審査会では、今日までに5回の審査会を開催し、慎重審査を行ってきたところでもあります。

第1回審査会においては、会長に本村幸四郎、副会長に宮崎由隆君を互選いたしました。

第2回審査会においては、秋田県大館市への行政視察に参加したとされる議員並びに収入役に出席を願い、各人から、いつ、誰と、どこへ、何のために視察を行ったのか等の事情聴取を行ったところでもあります。その結果、土井裕子議員（以下「土井議員」）の報告書記載の視察参加者に虚偽があったことが判明し、土井議員に確認を行ったところではありますが、「勘違いであった、公文書であるにもかかわらず差し替えをしたことは軽率であった」とのことでした。

第3回審査会では、土井議員に出席を願い、委員からは、再度、「なぜ虚偽の報告をしたのか」「一度提出した公文書なのに訂正ではなくなぜ差し替えを行ったのか」等の確認がなされたところではありますが、土井議員からは、「勘違いではあったが、公文書なので慎重に精査し提出すべきであった」「指摘があった時点では事務局に提出した段階であったので未だ差し替えができると思った」とのことでした。

第4回審査会では、土井議員に対する措置について、また、第5回審査会では、私、会長から議長へ答申する報告書の内容について協議を行いました。

当審査会では、以上のような審査経緯を踏まえ、次のような結論を得たところでもあります。

土井議員には、勘違いであったとはいえ虚偽の報告書を提出し、公文書であるにもかかわらず訂正ではなく差し替えを行ったことは、公文書偽造と疑われかねない行為との意見もあり、また市民の関心が高い政務調査費の件でもあるため、議会に対する信頼を失墜させた行為に対する責任は重大であります。

これらの理由により、土井議員には、条例第3条第5号に抵触するものと考えられます。

ついで、議長において、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復する処置を定めた、条例第9条により、

- ・ 文書による嚴重注意及び任期中の役職停止

以上の処置を講じられんことを付言し、報告とします。

平成19年8月27日

伊賀市議会議長 岩田 佐俊 様

伊賀市議会議員政治倫理審査会  
会長 本村 幸四郎

議長において上記の報告を受け、土井裕子議員に対して、次の文書を手渡しました。

伊賀市議会議員 土井 裕子 様

伊賀市議会議長 岩田 佐俊

貴方に対し、「視察報告書の訂正報告について疑問と不信に思われる行為があった」として、伊賀市議会政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条に違反のおそれがあるとのことで、政治倫理審査会に審査を付したところでもあります。

8月27日付けにて、同審査会会長から、「勘違いであったとはいえ虚偽の報告書を提出し、公文書であるにもかかわらず訂正ではなく差し替えを行ったことは、公文書偽造と疑われかねない行為」「市民の関心が高い政務調査費の件であり議会に対する信頼を失墜させた行為」に対する責任は重大であり、条例第3条第1項第5号に抵触する。よって、本職に対し「文書による嚴重注意及び任期中の役職停止」の処置を講じられたいとの報告がありました。ついで、本職において報告書にもある貴方の行為は、市民全体の代表者である市議会議員としての品位と名誉を損なう行為と考え、条例第9条に基づき、議会運営委員会の同意を得たので、次の処置を講ずるものとする。

記

1. 貴方に対し、「文書による嚴重注意及び任期中の役職停止」を行う。

中岡久徳議員に係る伊賀市議会議員政治倫理審査会報告

伊賀市議会議員政治倫理審査会における審査結果について、以下報告します。

審査会の委員は、議会運営委員会によって選任され、その後、委員の変更、追加が認められた7名の委員により審査を行いました。

当審査会は、議長から、中岡久徳議員（以下「中岡議員」という。）に対して、『行政に不当な介入と民間事業者への事業妨害と思われる行為があった』として、伊賀市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条に違反するおそれがあるとのことで、審査を付されたところでありました。

今日まで12回の審査会を開催し、慎重審査を行ってきたところであり、審査の経緯につきましては概要の報告とし、詳細は会議録に譲ることとします。なお、12回審査会では議長への当報告書の文言等の確認を行いました。

第1回審査会においては、会長に本村幸四郎、副会長に宮崎由隆君を互選し、請求のあった内容に対し、事業所関係者から事情聴取を行いました。その概要は、中岡議員への市内での2度にわたる飲食を伴う接待、事業所が市内で行おうとしている事業の入札に対する関与、また、同事業所の他の事業への妨害と思われる行為などの報告がなされました。特に、中岡議員から入札に関して業者名を記載したメモを渡されたとのことでありました。

第2回審査会においては今後の進め方について協議し、中岡議員に対して、6月19日開催予定の当審査会への出席を求めることとなりましたが、翌日の15日、本人から電話があり、「出席を求められている6月19日は病院での診察の予約をしており、出席ができない」とのことでありました。

このことを受け、同日15日、急きょ当審査会の懇談会が開催され、21日、22日のどちらか中岡議員の都合のよい日に出席を求めることとなりました。

第3回、第4回審査会では、当時、事務を所管していた担当副市長、並びに事務を担当していた職員等5名から経緯の説明を求めるとともに、事情聴取を行いました。職員等の陳述によれば、「中岡議員から威圧的な発言があったものの、そのことにより事業を変更するなどはしていない」とのことでありました。また、事業妨害の一端と思われる中岡議員が委員に就任している農業振興地域整備促進協議会での発言内容を精査するため、平成18年11月13日に開催された会議録の請求を行ったところでありました。

第5回審査会においては、19日夕刻、中岡議員から電話にて、「診察の結果、病状の再発の可能性があるが、審査会への出席は控えるべき、と医師から言われているので、21日、22日とも出席できない」また、「文書で質問を受け、回答をしたい」との連絡があった旨報告されました。さらに、FAXにて提出された診断書についても協議が行われるとともに、地方自治法第100条に基づく特別委員会の設置についても検討されたところでありました。また、同日、事業所へ向う再度関係者からの事実確認を行いました。

第6回審査会では、事業所の関係者、市職員等から聞き取りを行いました。また、中岡議員から直接確認を必要とする内容について協議がなされ、同日、別紙14項目の質問書を送付しました。

第7回審査会では、6月27日に中岡議員自ら持参した質問に対する回答内容が報告されましたが、直接中岡議員から事情を聴取する必要があるとのことで、病気を考慮して出席日時、聞き取り時間を問わない旨の当審査会への出席要求書を送付したところでありました。

第8回審査会では、7月3日に中岡議員から電話にて、出席の要求については診断書を取った病院で再度診察を受けてから返事するが、予約が7月12日になっているので、それ以降になる旨連絡があったことが報告されました。また、今後の進め方について再協議を行い、その結果、前述の平成18年11月13日に開催された農業振興地域整備促進協議会会議での内容確認のため、同協議会会長、並びに同事務局の担当課長から、次回の審査会において事情聴取を行うことを確認し、同日、出席要求を送付しました。

第9回審査会では、農業振興地域整備促進協議会会長から、同事務局から提出を受けた会議録と同じく、当該事業所にかかる事案の提案説明に入る前に中岡議員から発言があり、審議が保留された経緯などの陳述がありました。さらに、7月17日、診察の結果、病状は回復していないが、市議会議員として説明責任を果たすために8月10日前後に出席したい。また、出席日時は8月初旬に連絡する旨が記載された、中岡議員自ら持参した出席要求に対する返答書の写しの配付を受けたところでありました。

第10回審査会では、午後1時30分から中岡議員の出席を受け、前述した14項目の回答に対する事実確認を予定しておりましたが、中岡議員は、来庁し、議長との面談はされたものの、体調不良を理由に審査会への出席はされませんでした。また、議長から、中岡議員との面談内容、議長宛に、7月31日付けの2ヶ月間の休業加療を要する、とした新たな診断書、さらに、『行政に不当な介入』『民間事業者への事業妨害』に関し、具体的に事実を証明したものを書面で回答されたい、とする文書が提出されたことが報告されました。このことを受け、委員からは、「このまま審査会を引き伸ばしていくことは、市民に対する議会としての説明責任上許されることではない」との意見が出され、協議の結果、次回には審査会としての結論を出すこととなりました。

第11回審査会では、委員から、農業振興地域整備促進協議会事務局から提出を受けていた同協議会会議録が、当該事業所へ送付されていたものと異なることが指摘され、事務局担当職員から事情を聴取しましたが、行政の執行姿勢に対して、不審の念を抱かざるを得ないものでありました。

この件については、議長において、然るべく糾せんことを願うするものであります。

さらに、委員から、中岡議員の行政に対する介入事例として教育委員会から事情を聞き取りたいとの申し出があ

り、急きょ教育長から事実確認を行いました。それによりますと、「指名競争入札で進めようとしていた事業に対し、中岡議員から業者名の提示はないものの随意契約で行っては如何か」との申し出があったことが報告されました。

続いて、当審査会としての中岡議員に対する処置を決定するにあたって、各委員の意見を求めたところでありませす。委員からは、業者からの飲食を伴う接待を受けた事実、病気を理由に当審査会へ出席しなかったにもかかわらず、農林水産省（東京）、独立行政法人水資源機構川上ダム建設所、名張市役所などへ出向き、また、国政選挙での応援演説を行った事実、さらに、疑念の弁明、市民への説明責任を果たす場である当審査会へ出席しなかった事実などからして、市民の付託を受けた市議会議員としてあるまじき行為である。他の委員からは、中岡議員は文書にて回答を行っているなどの意見が出されたところでもあります。

これらのことを踏まえ、採決の結果、6対1の賛成多数により審査会として次のような結論に達しました。

中岡久徳議員には、前述した事実から市民の代表者である市議会議員として、その品位と名誉を損なうものであると認められ、特に、市議会議員としての倫理観が欠如していると言える。

これらの理由により、中岡久徳議員には、条例第3条第1項第5号に抵触するものであり、議長において政治倫理規準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り市民の信頼を回復する処置を定めた条例第9条により、『議員の辞職勧告』の処置を講じられんことを付言し、報告とします。

平成19年8月27日  
伊賀市議会議員 岩田 佐俊 様

伊賀市議会議員政治倫理審査会  
会長 本村 幸四郎

議長において上記の勧告を受け、中岡久徳議員に対して、次の文書を手渡しました。

伊賀市議会議員 中岡 久徳 様

伊賀市議会議員 岩田 佐俊

貴殿に対し、「行政に不当な介入と民間事業者への事業妨害と思われる行為があった」として、伊賀市議会政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条に違反のおそれがあるとのことで、政治倫理審査会に審査を付したところでもあります。

8月27日付けにて、同審査会会長から、貴殿は「業者から飲食を伴う接待を受けた」「定例会開会中に農林水産省（東京）へ出かけたこと、病気を理由に審査会へ出席しなかったにもかかわらず独立行政法人水資源機構川上ダム建設所、名張市役所などへ出向き、また、国政選挙での応援演説を行った」、また、「疑念の弁明、市民への説明責任を果たす場である審査会へ出席しなかった」などのことは、市民の付託を受けた市議会議員としてあるまじき行為であり、条例第3条第1項第5号に抵触する。

また、市民の代表者である市議会議員として、その品位と名誉を損なうもので、特に、市議会議員としての倫理観が欠如している。

よって、本職に対し、「議員の辞職勧告」の処置を講じられたいとの報告がありました。

ついては、本職においても報告にある貴殿の行為は、市民全体の代表者である市議会議員としての品位と名誉を損なう行為と考え、条例第9条に基づき、議会運営委員会の同意を得たので、次の処置を講ずるものとする。

記

1. 貴殿に対し、「議員の辞職勧告」を行う。

## 12月定例会の開催日程（予定）

12月 6日	本会議（開会・議案上程・付託）
11日～14日	一般質問
17日	予算特別委員会
18日～19日	各常任委員会
25日	本会議（委員会報告・採決・閉会）

※本会議は市役所2階市議会議場で、委員会は2階市議会委員会室で開催されます。

※時間は、いずれも午前10時から開催の予定です。

※変更される場合もありますので、ご確認ください。

お問い合わせ：伊賀市議会事務局 電話 22-9687

